

平成28年度 アニー学力アップ支援事業に係る委託仕様書

1 件名

平成28年度 アニー学力アップ支援事業業務委託

2 契約期間

契約を締結した日から平成29年3月25日まで

3 履行場所

栗国村（以下「委託者」）が指定する場所

4 契約項目

- (1) 栗国村に在学する小・中学校生に対し、学習支援員を配置し学力向上対策を行う。
学習支援員の配置については、栗国村学習支援員配置要綱に基づいて行う。
- (2) 学校教育活動終了後、栗国村に在学する小・中学生に対し、家庭学習支援を行う。
- (3) 実施期間等は次のとおりとする。
 - ア 契約の日から3月25日まで
 - イ 140日以上の授業実施
 - ウ 塾の1コマについては、小学校45分、中学校50分とする
 - エ 1日に小学校2コマ、中学校6コマ以上の授業実施
 - オ 週5日の授業実施
- (4) 塾講師については次のとおりとする。
 - ア 教員免許を有する者または、教育委員会が認めた者とする。
 - イ 塾講師2名の配置

5 委託の目的及びアニー学力アップ支援事業の学習指導方針等

- (1) 栗国村立に在学する小中学校生に対し、学力向上のノウハウを持った者を配置することにより、学習支援を強化し、効果的に学習できる環境を整え、生徒の学力向上を図る。
- (2) 講座の科目は、国語・数学（算数）・英語の3科目とする。
基礎・基本の学力向上を図るため、講座と演習及び映像授業を中心に進める。
- (3) 受講生は、小学4年生から中学3年生までを対象とするが、申込み状況によっては、教育委員会と調整するものとする

6 打合せ

受託者は、契約締結後速やかに委託者と打合せを行い、本契約の目的を確実に達成しなければならない。

また、契約締結後、速やかに作業スケジュールを作成し、委託者と調整するものとする。

7 目的外使用の禁止

受託者は、本契約の内容を他の目的に使用してはならない。

8 秘密の保持

(1) 委託者は、本契約の履行に際して知り得た業務内容を第三者に漏らしてはならない

(2) 前項に規定する義務は、契約終了後も有効在続するものとする。

9 進行管理

受託者は、常にこの契約における業務の進行状況を把握し、円滑な業務の進行を図るよう努めなければならない。

10 報告

受託者は、学期末ごとに報告書を提出するものとする。

11 対外交渉

受託者は、この契約に基づく業務の遂行に際し、第三者に対し説明あるいは交渉を要する場合または説明を求められた場合は、速やかに受託者に連絡し、その取扱いについて委託者の指示を受けるものとする。

12 疑義の解釈

この仕様書に定めない事項について、定める必要がある場合またはこの仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者で協議して定めるものとする。

13 法令の厳守

実施に当たっては、関係法令を厳守すること。

14 委託業務内容

学力向上の実施において、基礎基本の確立、確実な学力の向上、学習意欲の向上、学習姿勢づくりを図るため、次の業務を行う。

- (1) わかる授業の実践
- (2) 学習管理及び学力分析
- (3) 教材選定
- (4) 生徒管理

(5) その他学力向上に必要な事項